

林業労働力対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、林業労働力の確保を図るため、市町村、森林組合その他林業関係団体等が行う林業労働力対策事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(交付の条件)

第3 次に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに知事等に申請してその承認を受けること。

ただし、別表の事業の種類に応じ定められた重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更については、この限りではない。

(2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事等に申請してその承認を受けること。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、財産管理規程等を定め、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したときは、当該補助事業に係る補助金の全部又は一部を県に納付させることがあること。

(5) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 知事等は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(補助金交付申請書)

第4 規則第3条に規定する申請書は、林業労働力対策事業補助金交付申請書及び林業労働力対策事業補助金交付変更申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、収支予算書及び事業計画書とする。

3 前2項に規定する書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請書)

第5 第3第1項第1号及び2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 第3第1項第1号の場合

林業労働力対策事業変更承認申請書

(2) 第3第1項第2号の場合

林業労働力対策事業中止（廃止、完了期限延長）承認申請書

(交付申請取下書)

第6 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、林業労働力対策事業補助金交付申請取下書を当該補助金の交付決定を受けた日から、15日以内に知事等に提出して行うものとする。

(状況報告)

第7 補助事業者は、補助事業の遂行状況を別に定めるところにより、知事に報告するものとする。

(実績報告書)

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、林業労働力対策事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、収支精算書及び事業実績書とする。

3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受け受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

4 前3項の規定は、規則第14条第2項の規定により是正措置がなされて報告する場合に準用する。

(補助金交付の請求)

第9 補助事業者が補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、林業労働力対策事業補助金交付（概算払）請求書を知事に提出するものとする。

(財産処分の制限等)

第10 規則第19条第1項に規定する承認申請は、林業労働力対策事業補助金財産処分承認申請書によるものとする。

2 規則第19条第1項に規定する知事が指定するものは、取得価格の単価が50万円以上のものとする。

(申請書の様式)

第 1 1 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成 2 年度の補助金から適用する。

(他の要綱の廃止)

2 林業労働安全衛生対策事業補助金交付要綱(平成元年 8 月 9 日付元林政第 1 1 1 号
林務部長通知)は廃止する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成 3 年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成 4 年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成 5 年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成 6 年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成 7 年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成 8 年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成 9 年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成 1 1 年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成 1 2 年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成14年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成16年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成17年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成25年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成27年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、平成28年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、令和2年度の補助金から適用する。

附則

(適用期日)

1 この要綱は、令和5年度の補助金から適用する。

別表 (第2、第3関係)

事業の種類	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 森林整備担い手育成確保総合対策事業	長野県林業労働力確保支援センターが行う次の事業に要する経費 (1) 担い手確保対策事業 (2) 林業事業体支援事業 (3) 支援センター推進事業	10/10 以内	事業費の増及び 20%を超える減	事業細目の追加または中止
2 高性能林業機械導入推進事業	長野県林業労働力確保支援センターがレンタル事業のために行う高性能林業機械等の購入に要する経費	1/2、4.5/10、4/10、1/3 以内で別に定める基準による	事業費の増及び 20%を超える減	高性能林業機械の種類の変更
3 林業就労条件整備促進事業	林業事業体が林業就労条件整備促進事業を行うに要する経費に対して長野県林業労働力確保支援センターが 1/3 以内の補助率で補助するに要する経費	10/10 以内	事業費の増及び 20%を超える減	事業細目の追加または中止
4 林業労働災害防止対策事業	(1) 林業労働災害防止対策事業 林業・木材製造業労働災害防止協会長野県支部が行う林業労働災害防止対策事業に要する経費 (2) 林業安全指導體制強化対策事業 林業事業体が林業安全対策を行うに要する経費に対して長野県林業労働力確保支援センターが 1/2 以内の補助率で補助するに要する経費	(1) 3/4 以内 (2) 10/10 以内	事業費の増及び 20%を超える減	事業細目の追加または中止
5 信州の森林で働く人材確保推進事業	長野県林業労働力確保支援センターが行う次の事業に要する経費 (事務経費を除く) (1) 林業移住支援 (2) 林業キャリアチェンジ支援 (3) 林業移住転職相談	10/10 以内	事業費の増及び 20%を超える減	事業細目の追加または中止
6 林業労働力緊急確保対策事業	長野県林業労働力確保支援センターが行う次の事業に要する経費 (事務経費を除く) (1) 林業労働力緊急確保対策奨励事業 林業事業体が新たに就業者を雇用する経費に対して長野県林業労働力確保支援センターが 1/2 以内の補助率で補助するに要する経費 (2) 中途採用定着促進事業	10/10 以内	事業費の増及び 20%を超える減	事業細目の追加または中止
7 林業労働力活用促進対策事業	林業関係団体が行う次の事業に要する経費 (1) 林業労働力マッチング支援 (2) 主伐・再造林条件整備	(1) 1/2 以内 (2) 10/10 以内	事業費の増及び 20%を超える減	事業細目の追加または中止

事業の種類	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
8 多様な林業の担い手確保育成事業	<p>長野県林業労働力確保支援センターが行う次の事業に要する経費（事務経費を除く）</p> <p>(1) 新規就業者確保促進支援 (2) 林業認知度向上対策 (3) 安全福利厚生対策</p> <p>林業事業体が安全対策及び福利厚生を行う経費に対して長野県林業労働力確保支援センターが 1/2 又は 1/3 以内の補助率で補助するに要する経費</p> <p>林業事業体が行う次の事業に要する経費</p> <p>(4) 林業創業支援</p>	<p>(1) 10/10 以内 (2) 10/10 以内 (3) 10/10 以内 (4) 1/2 以内</p>	事業費の増及び 20% を超える減	事業細目の追加または中止
9 事務経費	<p>長野県林業労働力確保支援センターが行う次の事業に要する事務経費</p> <p>(1) 信州の森林で働く人材確保推進事業 (2) 林業労働力緊急確保対策事業 (3) 多様な林業の担い手確保育成事業</p>	10/10 以内	事業費の増及び 20% を超える減	